

記者発表資料



令和5年1月15日(日)

発表の趣旨（※該当する全てにチェック）

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他（ ）

発表事項	鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について	
内容	<p>県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応状況の説明のため、下記により会議を開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議</u> (1) 日時 令和5年1月16日(月) 午前11時から (2) 場所 県庁6階大会議室(県庁行政庁舎6階)</p> <p>2 <u>参集範囲</u> 鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部員 (知事, 副知事, 関係部局長)</p> <p>3 <u>会議内容</u> 県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に対する本県の対応について</p> <p>【取材】 会議はフルオープンです。 会議終了後、畜産課長が取材に応じます。</p>	
日時	令和5年1月16日(月) 午前11時から	
場所	鹿児島県行政庁舎6階 大会議室	
資料	当日会場にて配布	
ホームページ掲載 ※必ず記入	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(1月15日掲載予定) <input type="checkbox"/> 後日掲載	
取材案内	当日の取材をお願いします。	
問い合わせ先 (担当課)	担当課	農政部 畜産課
	取材対応者	畜産課長 田中(099-286-3211) 内線3211
	問い合わせ窓口	企画経営係長 垣内(099-286-3216) 内線3216

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時：令和5年1月16日
午前11時から
場所：行政庁舎6階
大会議室

会 次 第

- 1 開 会
- 2 本部長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザ発生に対する本県の対応について
 - (2) 出水市におけるツル類（死亡個体等）の回収状況等について
- 4 閉 会

(1) 高病原性鳥インフルエンザ発生に対する本県の
対応について

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る本県の対応等

1 北薩地域（出水市及び阿久根市）の発生状況

	農場所在地 飼養状況	通報月日 死亡の状況	疑似患畜決定月日 患畜決定月日 (ウイルス型)	防疫措置完了月日 搬出制限解除月日 移動制限解除月日
1 例目 (国内10例目)	出水市高尾野町 採卵鶏 約12万羽	11月17日 午前9時15分 死亡羽数増加	11月18日午前4時 11月22日午後5時 (H5N1亜型)	11月21日午前8時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
2 例目 疫学関連含む (国内17例目)	出水市高尾野町 採卵鶏 約7.8万羽	11月23日 午後5時30分 まとまって死亡	11月24日午後2時 11月29日午後5時 (H5N1亜型)	11月27日午前9時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
3 例目 出水市 (国内19例目)	出水市野田町 採卵鶏 約41万羽	11月26日 午前9時 死亡羽数増加	11月27日午前6時 11月30日午後5時 (H5N1亜型)	12月8日午後4時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
4 例目 (国内23例目)	出水市高尾野町 採卵鶏 約12万羽	12月1日 午前9時 死亡羽数増加	12月2日午前6時 12月6日午後5時 (H5N1亜型)	12月5日午前4時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
5 例目 (国内24例目)	出水市高尾野町 採卵鶏 約3.4万羽	12月3日 午後2時 まとまって死亡	12月4日午前9時 12月7日午後5時 (H5N1亜型)	12月6日午後7時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
6 例目 (国内27例目)	出水市高尾野町 採卵鶏 約6万羽	12月6日 午前11時 死亡鶏に異状	12月7日午前8時 12月9日午後5時 (H5N1亜型)	12月14日午後4時 1月9日午後0時 1月15日午前0時
7 例目 (国内30例目)	出水市野田町 採卵鶏 約6.3万羽	12月7日 午前11時 死亡羽数増加	12月8日午前9時 12月13日午後5時 (H5N1亜型)	12月14日午後4時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
8 例目 (国内32例目)	出水市野田町 採卵鶏 約22万羽	12月8日 午後4時 まとまって死亡	12月9日午後0時30分 12月14日午後5時 (H5N1亜型)	12月14日午後4時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
9 例目 疫学関連含む (国内34例目)	出水市高尾野町 採卵鶏 約9.6万羽	12月10日 午前11時 まとまって死亡	12月11日午後0時 12月14日午後5時 (H5N1亜型)	12月15日午後4時 12月31日午後0時 1月6日午前0時
11例目 (国内41例目)	阿久根市脇本 採卵鶏 約7万羽	12月18日 午前9時 まとまって死亡	12月19日午後3時 12月22日午後5時 (H5N1亜型)	12月24日午後5時 1月9日午後0時 1月15日午前0時
12例目 (国内45例目)	阿久根市脇本 肉用鶏 約3.7万羽	12月20日 午後0時 まとまって死亡	12月21日午後3時 12月26日午後5時 (H5N1亜型)	12月23日午後0時 1月9日午後0時 1月15日午前0時

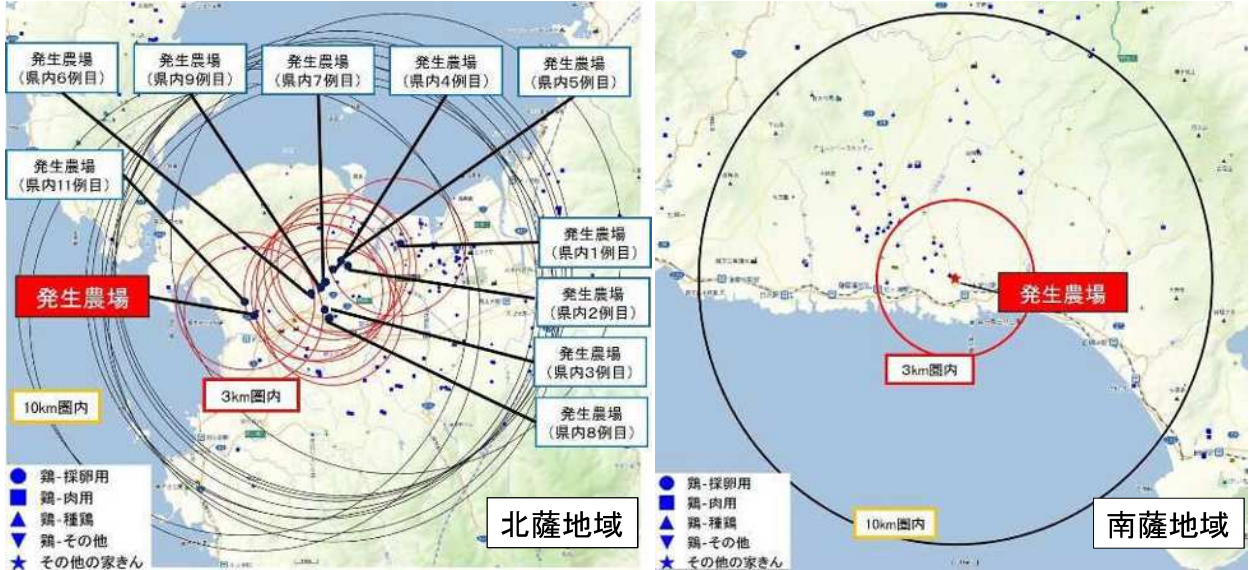
2 南薩地域（南九州市）の発生状況

	農場所在地 飼養状況	通報月日 死亡の状況	疑似患畜決定月日 患畜決定月日 (ウイルス型)	防疫措置完了月日 搬出制限解除月日 移動制限解除月日
10例目 (国内39例目)	南九州市頰娃町 採卵鶏 約3.5万羽	12月17日 午前9時 まとまって死亡	12月18日午前9時 12月22日午後5時 (H5N1亜型)	12月20日午後5時 1月5日午後0時 1月11日午前0時

3 本県の対応状況

- (1) 対策本部の開催等
- ア 県対策本部会議（12回：簡易検査陽性を受けて開催）
 - イ 知事と野村農林水産大臣とのweb会談（11月18日）
 - ウ 農林水産省の専門家派遣（8回：3, 4, 7～9, 11例目）
 - エ 陸上自衛隊第12普通科連隊の災害派遣要請（5回：3, 4, 7～9例目）
- (2) 防疫対応
- 殺処分鶏、糞、飼料等の埋却及び農場の清掃などを実施
（県建設業協会※、市町、関係機関・団体、県職員等）
 - ※ 北薩地域：出水支部、南薩地域：加世田支部
- (3) 制限区域の設定
- ア 発生農場周辺の農場に対して移動自粛を要請
 - イ 北薩地域及び南薩地域の発生農場を中心とする3km以内を「移動制限区域」、3～10km以内を「搬出制限区域」と設定
北薩地域11例に係る制限区域：出水市、阿久根市、長島町
南薩地域1例に係る制限区域：南九州市、枕崎市、指宿市
 - ウ 搬出制限区域の解除
防疫措置完了から10日経過後に清浄性確認検査を実施して異常が認められなかったことから、解除（告示）
 - エ 移動制限区域の解除
清浄性確認検査の結果に加え、防疫措置完了から21日が経過し、新たな発生がないことから、移動制限を解除（告示）
- (4) 国の疫学調査チームによる現地調査
- 感染の原因や感染経路の究明を目的として国と連携し調査
- (5) 消毒ポイントの設置
- ア 北薩地域の幹線道路7か所に設置（11月18日午前4時～）
 - イ 南薩地域の幹線道路3か所に設置（12月18日午前9時～）
（県建設業協会※、県警備業協会、市町、県職員等）
 - ※ 北薩地域：出水支部、南薩地域：加世田支部
- (6) 制限区域内の移動に係る例外協議
- 北薩地域及び南薩地域の制限区域内の卵や肉用鶏について、運搬車からの羽毛等の飛散防止や消毒ポイントでの消毒の徹底など、一定の措置を講ずることを前提に、国との「制限の対象外」協議により出荷可能となった。（11月18日～1月14日）
- <北薩地域（発生農場：1～9及び11～12例目）の制限区域>
- 移動制限区域：36農場（肉用鶏13、採卵鶏21、種鶏2）
 - 搬出制限区域：58農場（肉用鶏35、採卵鶏15、種鶏6、他2）
- <南薩地域（発生農場：10例目）の制限区域>
- 移動制限区域：5農場（採卵鶏5）
 - 搬出制限区域：31農場（肉用鶏16、採卵鶏11、種鶏4）
- (7) 鶏肉・鶏卵の安全性に係る情報発信
- 県民に向けて、県のホームページ等により広く発信

発生農場周辺の飼養状況



	採卵鶏		肉用鶏		種鶏		その他		計		
	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	
北薩地域	0-3km	21	705,000	13	412,000	2	36,000		36	1,153,000	
	3-10km	15	862,000	35	1,484,000	6	700,000	2	1,000	58	3,047,000
	計	36	1,567,000	48	1,896,000	8	736,000	2	1,000	94	4,200,000
南薩地域	0-3km	5	768,000						5	768,000	
	3-10km	11	1,306,000	16	541,000	4	36,000		31	1,883,000	
	計	16	2,074,000	16	541,000	4	36,000		36	2,651,000	

高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置の流れ(出水市(9例目))

【12月10日】

- 11:00 ・系列農協から家保へ異常鶏通報
- 12:30 ・農場到着
- 13:00 ・簡易検査陽性【疑い事例】
- 14:00 ・市町、県建設業協会、県警備業協会等にと殺や消毒機、イット設置等の作業依頼
・移動(3km)、搬出(10km)制限区域の設定

【12月10日】

- 15:00 ・県対策本部会議開催(持ち回り開催)

【12月11日】

- 12:00 ・遺伝子検査陽性【疑似患者決定】
- ・防疫措置開始(と殺、埋却、消毒等)

【12月11日】

※実施済み
のため省略

発生状況確認検査

(注1:発生農場から半径3km以内の農場)

- ①臨床検査
- ②抗体検査
- ③ウイルス分離

【12月15日】

- 16:00 ・農場の防疫措置終了

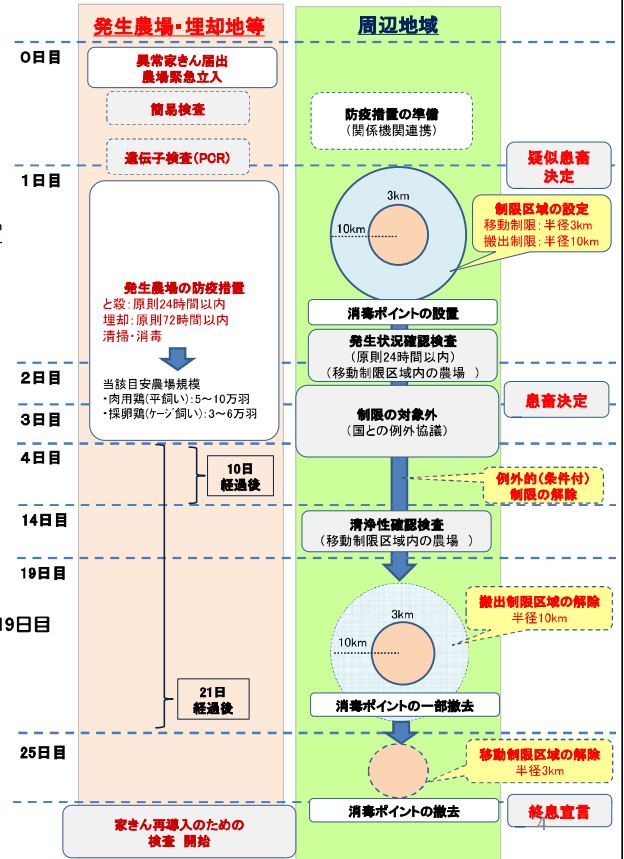
【12月26日】

清浄性確認検査(注1と同様)

〔陰性の場合:5日後(12月31日午後)搬出制限区域解除(3-10km以内)(消毒機、イットは継続)〕

【1月6日】(1月6日 0:00)

- 0:00 ・移動制限区域解除(3km圏内)
(消毒機、イットは6, 11, 12例目の移動制限解除まで継続)



高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置の流れ(10例目・南九州市)

【12月17日】

- 9:00 ・系列農協から家保へ異常鶏通報
- 10:45 ・農場到着
- 11:15 ・簡易検査陽性【疑い事例】
- 12:00 ・市町,県建設業協会,県警備業協会等にと殺や消毒[※] ｲﾝﾄ設置等の作業依頼
- ・移動(3km),搬出(10km)制限区域の設定

【12月17日】

- 15:00 ・県対策本部会議開催(持ち回り開催)

【12月18日】

- 9:00 ・遺伝子検査陽性【疑似患者決定】
- ・防疫措置開始(と殺,埋却,消毒等)

【12月18日】

- 9:00 **発生状況確認検査**
- ①臨床検査
- ②抗体検査
- ③ゲル分離
- (注1:発生農場から半径3km以内の農場)

【12月20日】

- 17:00 ・農場の防疫措置終了

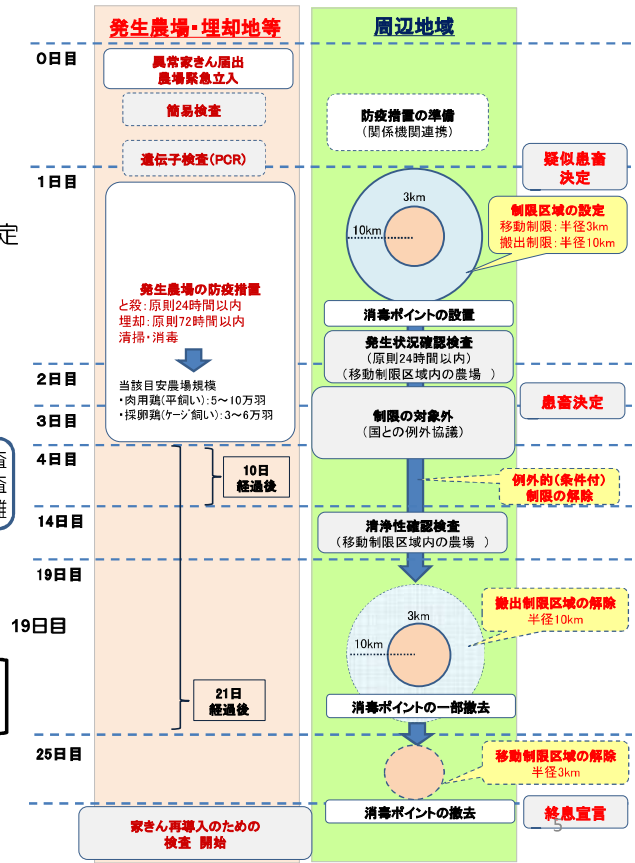
【12月31日】

清浄性確認検査(注1と同様)

〔陰性の場合:5日後(1月5日午後)搬出制限区域解除(3-10km以内)(消毒[※] ｲﾝﾄは継続)〕

【1月11日】(1月11日 0:00)

- 0:00 ・移動制限区域解除(3km圏内)
- (消毒[※] ｲﾝﾄ全て撤去)
- 終息宣言**



高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置の流れ(阿久根市(11例目))

【12月18日】

- 9:00 ・系列農協から家保へ異常鶏通報
- 13:30 ・農場到着
- 14:00 ・簡易検査陽性【疑い事例】
- 15:00 ・市町,県建設業協会,県警備業協会等にと殺や消毒[※] ｲﾝﾄ設置等の作業依頼
- ・移動(3km),搬出(10km)制限区域の設定

【12月18日】

- 17:00 ・県対策本部会議開催(持ち回り開催)

【12月19日】

- 15:00 ・遺伝子検査陽性【疑似患者決定】
- ・防疫措置開始(と殺,埋却,消毒等)

【12月19日】

- 9:00 **発生状況確認検査**
- ①臨床検査
- ②抗体検査
- ③ゲル分離
- ※一部省略 (注1:発生農場から半径3km以内の農場)

【12月24日】

- 17:00 ・農場の防疫措置終了

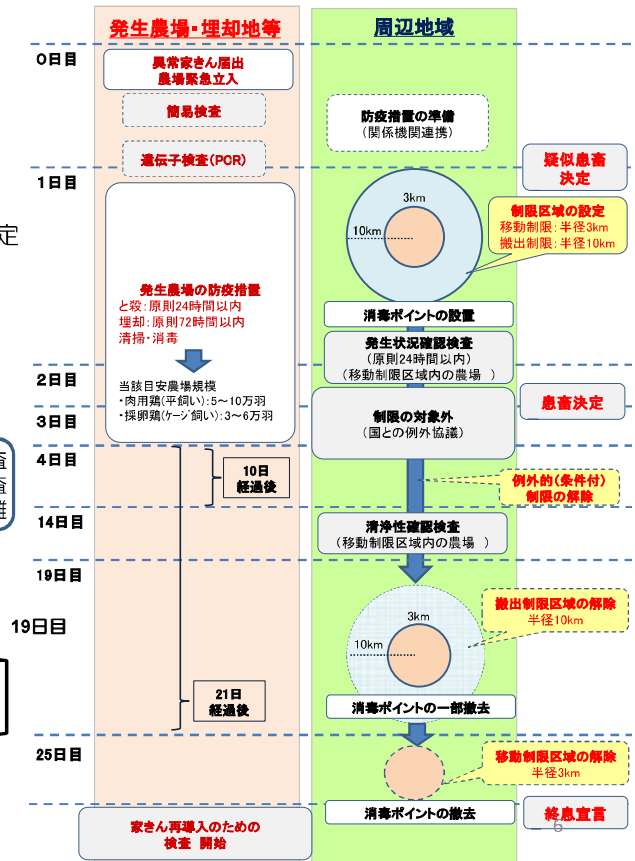
【1月4日】

清浄性確認検査(注1と同様)

〔陰性の場合:5日後(1月9日午後)搬出制限区域解除(3-10km以内)(消毒[※] ｲﾝﾄは継続)〕

【1月15日】(1月15日 0:00)

- 0:00 ・移動制限区域解除(3km圏内)
- (消毒[※] ｲﾝﾄ全て撤去)
- 終息宣言**



鹿児島県の消毒ポイントの位置

北薩地域



鹿児島県の消毒ポイントの位置

南薩地域



発生農場において確認された状況と現在の対応状況

1 発生農場において確認された状況

- ①発生農場周辺に野鳥とみられる糞や羽毛の確認
- ②農場内でのネコやカラスの目撃
- ③農場や鶏舎に入る際の長靴や作業着を交換する動線上の区別が不明確
- ④鶏舎内でネズミ侵入の痕跡
- ⑤鶏舎の壁等の一部破損
- ⑥ウインドウレス鶏舎の死亡鶏について、空気が悪く熱がこもる鶏舎の真ん中あたりでの発生といった特徴

2 現在の対応状況

- ①農場や鶏舎周辺の消石灰等による消毒の徹底
- ②農場へ出入りする車両や手指の洗浄・消毒の徹底
- ③農場専用衣服と長靴への交換や、長靴の洗浄・消毒の徹底
- ④鶏舎やネットの破損等の点検による野生動物侵入防止の徹底
- ⑤鶏舎内の換気を確認し、空気がよどまないように配慮



鶏肉・鶏卵は安全です

鳥インフルエンザが発生した場合でも
感染が確認された鶏のお肉や卵が
市場に出回ることはありません。

家畜伝染病予防法により、発生農場の鶏や卵は出荷されません。

鶏肉は、食鳥検査法に基づき、疾病や異常がないか検査が行われ、
合格したものだけが市場に流通しています。

鶏卵は、食品衛生法に基づき策定された衛生管理計画に従い、洗卵などの衛生管理が行われています。



鶏肉・鶏卵を食べる
ことにより感染する
ことはありません。

内閣府食品安全委員会では、万が一鶏肉・鶏卵に鳥インフルエンザウイルスが存在したとしても、熱や酸に弱いことから、十分な加熱調理や胃酸などの消化液により死滅すると考えています。

(2) 出水市におけるツル類（死亡個体等）の回収状況
等について

出水市におけるツル類（ナベヅル・マナヅル）の回収個体数等の推移（R5.1.12 現在）

